

V

し尿処理事業

V し尿処理事業

1. 年度別し尿処理実績

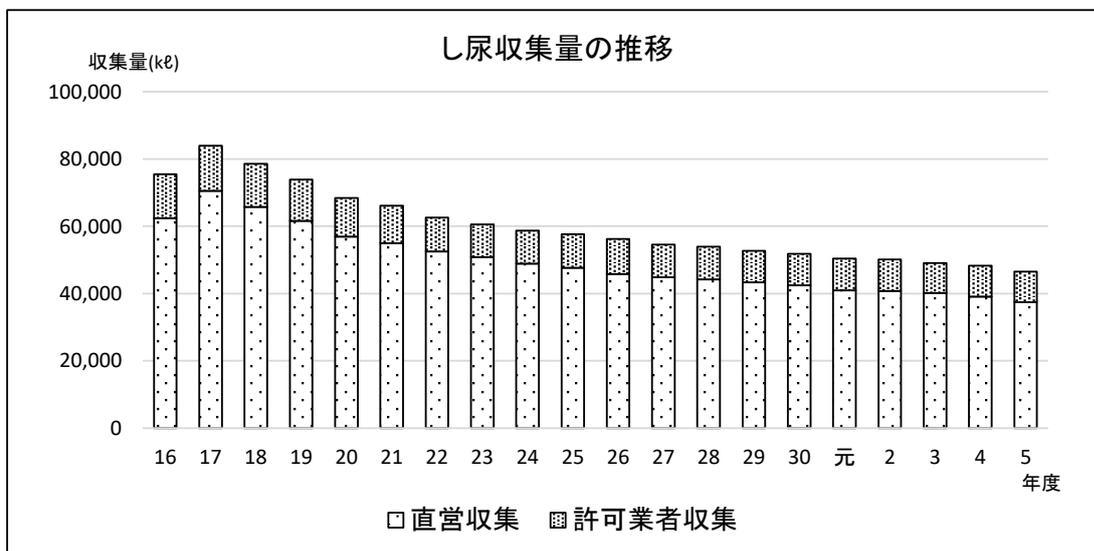
(単位：k1)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
世帯数・人口	直営収集	世帯数(世帯)	14,203	13,711	13,324	12,930
		人口(人)	24,844	23,604	22,594	21,610
	公共下水道	世帯数(世帯)	123,996	123,742	123,657	123,095
		人口(人)	221,641	219,193	216,703	213,784
	浄化槽	世帯数(世帯)	3,544	3,478	3,412	3,354
		人口(人)	6,162	6,059	5,916	5,790
合 計		世帯数(世帯)	141,743	140,931	140,393	139,379
		人口(人)	252,647	248,856	245,213	241,184
収集内訳	直営収集	市有車	—	—	—	—
		委託車	40,804	40,137	39,075	37,430
		小 計	40,804	40,137	39,075	37,430
	許可業者	浄化槽汚泥	4,810	4,496	4,336	4,508
		し尿多量排出事業所	4,549	4,428	4,902	4,565
		小 計	9,359	8,924	9,238	9,073
合 計		50,163	49,061	48,313	46,503	
処理内訳	下水道消化槽投入		30,660	30,660	30,660	30,744
	下水道放流		295,770	280,515	270,585	241,770
	1次処理		19,718	18,701	18,039	16,118
	希釈水		276,052	261,814	252,546	225,652
	前処理脱水し渣		75	67	60	52
合 計		326,505	311,242	301,305	272,566	

※ 世帯・人口は、毎年9月末時点。

※ 収集量および処理量には、溜込浄化槽汚水および洗浄水を含まない。

※ 収集量と処理量の差は、し尿処理場での処理用水等による。



2. 浄化槽

令和5年度において、合併処理浄化槽の新規設置が31基、廃止が単独処理浄化槽3基、合併処理浄化槽1基の4基となっている。

浄化槽管理者については、浄化槽法により、設置後および年1回の水質検査を受けるほか、保守点検および清掃が義務付けられており、本市においては、浄化槽による生活排水の適正な処理を図り、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図るため、適正な維持管理について周知・指導に努めている。

3. 合併処理浄化槽設置資金助成制度

本市では、下水道法に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の区域の生活排水の処理については、合併処理浄化槽で処理することを基本としており、生活排水による河川等の公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の普及啓発のほか、設置補助金交付および融資のあっせんを行うことで設置を促進し、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図っている。

(1) 合併処理浄化槽設置補助金交付（平成8年度施行）

補助対象地域内において、函館市合併処理浄化槽設置資金助成要綱および函館市合併処理浄化槽設置補助金交付要領に基づき、合併処理浄化槽を設置する者に対し、設置費の一部を補助する。
令和5年度においては、15基となっている。

【補助限度額】

人槽区分	補助限度額
5人槽	410,000円
6・7人槽	514,000円
8～10人槽	686,000円

(令和2年10月1日改正)

(2) 合併処理浄化槽設置資金融資のあっせん（平成17年度施行）

補助対象地域内において、函館市合併処理浄化槽設置資金助成要綱および函館市合併処理浄化槽設置資金融資のあっせん要領に基づき、函館市合併処理浄化槽設置資金助成制度による補助金を受けて浄化槽を設置する者に対し、設置資金の融資をあっせんし、利息額の全額を補給する。
令和5年度においては、実績がなかった。

【融資限度額】

区 分	融資限度額
住宅の新築による場合	500,000円
住宅の改築による場合	1,000,000円

(3) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に関する補助金（令和2年度施行）

ア 既設の単独処理浄化槽を撤去し、同一敷地内に合併処理浄化槽を設置する場合、単独処理浄化槽の撤去に必要な工事費を補助する。

・ 補助限度額 120,000円

※ 工事費が120,000円以下の場合は、工事費の千円未満を切り捨てた額。

イ 既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換をする場合、宅内配管の工事費を補助する。

・ 補助限度額 300,000円

※ 工事費が300,000円以下の場合は、工事費の千円未満を切り捨てた額。